

広島地方最低賃金審議会
第3回 専門部会 議事要旨

開催日時	令和8年8月10日(月) 13時30分～18時00分		
開始場所	広島合同庁舎4号館2階11号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 広島県最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県最低賃金の改正決定について (1) 事務局から第2回専門部会議事要旨、追加資料について説明した。 (2) 部会長から各側に意見を求めたところ、各側の個別協議後、使側から「法定3要素をどのように評価するかということを十分に議論することが大事である。」旨の意見がなされ、労側から「法定3要素に基づく議論をすることは考えている。3要素の何を重視するかを含めた議論が必要である。」旨の意見がなされた。それを受け、使側から「3要素の何を重視するかは、最低賃金はセーフティネットであることを踏まえて考える必要がある。支払能力は第4表、或いは賃金の上げ幅で評価することができるのではないか。」旨の意見がなされた。金額については、使側は提示されず、労側は第2回専門部会と同じ95円の引上げが提示された。 その後、公使、公労の二者協議がなされた。 審議が再開され、部会長から各側に意見を求めたところ、使側からは生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力について、資料を用いた数値の説明がなされ、労側からは、賃金に係る資料の数値を踏まえ、6.7%、72円の引上げが提示された。使側から労側に対し、生計費の上昇率に係る質問がなされ、それに対して労側から資料の数値を用いた説明がなされた。その後、労側から「可処分所得もセットで見るべきと考えている。第4表が支払能力に直接関わるものではないと考えている。」旨の意見がなされ、それを受け、使側から「最低賃金はセーフティネットであるので、標準生計費等と分けて考えるべきである。」旨の意見がなされた。 その後、再度、公使、公労の二者協議がなされた。 審議が再開され、部会長から「法定3要素について議論を続ける必要があるとの結果になった。公益案を提示する段階ではないので、次回に持ち越したい。」旨の提案がなされた。			
2 次回第4回専門部会は、8月17日(月)10時00分から開催予定となり、第4回専門部会で結審した場合は、専門部会終了後、第573回本審を開催する予定となった。			

